

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年2月13日
【四半期会計期間】	第59期第3四半期（自平成30年10月1日至平成30年12月31日）
【会社名】	中央化学株式会社
【英訳名】	CHUO KAGAKU CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 近藤 康正
【本店の所在の場所】	埼玉県鴻巣市宮地3丁目5番1号
【電話番号】	048(542)2511（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部長 浅谷 啓次郎
【最寄りの連絡場所】	埼玉県鴻巣市宮地3丁目5番1号
【電話番号】	048(542)2511（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部長 浅谷 啓次郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第58期 第3四半期連結 累計期間	第59期 第3四半期連結 累計期間	第58期
会計期間		自 平成29年 4月1日 至 平成29年 12月31日	自 平成30年 4月1日 至 平成30年 12月31日	自 平成29年 4月1日 至 平成30年 3月31日
売上高	(百万円)	45,524	41,164	57,774
経常利益又は経常損失()	(百万円)	904	582	1,797
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失()	(百万円)	4,008	1,497	5,350
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	3,707	1,620	5,089
純資産額	(百万円)	4,365	6,603	2,982
総資産額	(百万円)	43,646	39,680	40,293
1株当たり四半期純利益又は四半期(当期)純損失()	(円)	198.95	74.31	265.57
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	-	63.41	-
自己資本比率	(%)	10.0	16.6	7.4
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,234	1,979	2,392
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,934	602	2,654
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,334	1,490	2,327
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	(百万円)	2,694	3,163	2,104

回次		第58期 第3四半期連結 会計期間	第59期 第3四半期連結 会計期間
会計期間		自 平成29年 10月1日 至 平成29年 12月31日	自 平成30年 10月1日 至 平成30年 12月31日
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()	(円)	109.10	29.76

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第58期及び第58期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式がないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動については以下の通りであります。

第1四半期連結会計期間において、当社の連結子会社であった北京雁栖中央化学有限公司（中国）は、全出資持分の北京長城偉業投資開発総公司（中国北京市）への譲渡契約の締結により、連結の範囲から除外しております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した（事業等のリスク）について重要な変更があった事項は、次の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度において、営業損失1,721百万円、経常損失1,797百万円、親会社株主に帰属する当期純損失5,350百万円を計上し、また、経常利益及び純資産について、当社が取引金融機関との間で締結していたシンジケートローン契約の財務制限条項に抵触しました。当第3四半期連結累計期間におきましては、選択と集中（製品ポートフォリオ再構築）、生産効率向上を図る生産拠点の見直し、全社的な生産性を改善するオペレーション改革、機能間連携の強化を柱とする新中期経営計画の着実な実行により、営業利益872百万円、経常利益582百万円を計上、子会社の北京雁栖中央化学有限公司の持分売却の影響もあり、親会社株主に帰属する四半期純利益1,497百万円を計上しました。業績は改善しておりますが、新中期経営計画の初年度でもあり、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在していると認識しております。

また、当社グループは、このような事象又は状況を改善すべく、上記、新中期経営計画をもとに親会社および取引金融機関への支援継続の要請を行ってまいりました。その結果、親会社である三菱商事株式会社を引受先として、平成30年7月6日に優先株2,000百万円を発行し、資本を增強しました。また、金融機関から、平成30年9月28日に期限の到来したタームローンならびにコミットメントラインについて継続いただいていることから、当社グループといたしましては、親会社、取引金融機関いずれからも一定の理解はいただけているものと考えております。しかしながら、中長期的資金支援についての取引金融機関の最終的な方針決定がなされていないことから、現時点においては継続企業の前提に関し重要な不確実性が存在しております。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第3四半期連結累計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、鉱工業生産が第2四半期に相次いだ自然災害による供給制約が解消に向かい緩やかに回復する中、個人消費においては、実質所得の伸び悩みを受け若干の持ち直しにとどまり、全体として引き続き緩やかに回復しております。日銀は引き続き金融緩和政策を維持しており、原油価格の上昇も相俟って、国内物価は引き続き上昇しているものの「生鮮及びエネルギーを除く総合」においては、上昇率は微増にとどまるなど物価弱含みの状況が続いております。

当食品包装容器業界と極めて関連性の深い一般消費財市場においては、依然として雇用環境の改善によるプラス効果はあるものの、実質所得の伸び悩みから消費者の節約志向・低価格志向傾向に変化はなく、緩やかな伸びにとどまっています。

このような環境下、弊社においては、製造業のコアである生産、販売、物流の機能連携を推進し、モノ造り体制、ルールの構築、あらゆる無駄の排除等、会社の仕組みを抜本的に強化すべく、社長直轄組織として「事業推進室」を新設いたしました。

また、国内では、営業面において、引き続き消費期限を延ばし、食品廃棄・ロスの削減に貢献するロングライフ容器や超耐熱・高断熱・耐寒等の機能をもつ機能性素材容器等の高付加価値製品の開発・販売促進を進めました。重点市場としては、宅食業界への営業活動の強化、中でも需要の高まりを見せるミールキット専用容器の上市等、今後成長が見込まれる市場を取り込んでいく活動を続けております。併せて、海洋プラスチック問題に起因する環境問題に対応するために環境対応素材・製品の開発ならびに販売強化を図ってまいりました。

生産面では、かねてから各地域で需給バランス改善を図るための生産設備の適正配置活動を続けてまいりましたが、漸くその成果も発現しコスト削減に寄与し始めております。しかしながら一方では、労働需給逼迫等により当社製造現場においても人材確保の遅れから、一部の工場において生産効率の低下を余儀なくされました。

また、原材料価格や物流費の高騰、価格改定に伴う失注等もありましたが、全社をあげて構造改革の着実な実行、コスト意識の徹底による固定費の削減等を行ってまいりました。

中国においては、中国の現地メーカーでの技術向上も見られるなか、食品容器関連市場は激戦となっておりますが、独自の素材を持ち、安全・安心な当社グループ製品に対する市場のハイエンド市場からのニーズは依然根強い状況にあります。また、中国事業再編に伴う生産拠点の統合については、順調に進捗し円滑に新体制への移行が完了しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

a. 財政状態

総資産は、受取手形及び売掛金の増加1,234百万円や現金及び預金の増加1,064百万円があった一方、リース資産の減少563百万円、商品及び製品の減少383百万円、原材料及び貯蔵品の減少340百万円等により、前連結会計年度末に比べ612百万円減少し39,680百万円となりました。

負債は、長短期借入金の減少2,536百万円や支払手形及び買掛金の減少696百万円、リース債務の減少659百万円等があった一方、1年内返済予定の長期借入金の増加225百万円等により、前連結会計年度末に比べ4,233百万円減少し33,077百万円となりました。

純資産は、第三者割当増資に伴い、資本金及び資本剰余金が各1,000百万円増加したことや、親会社株主に帰属する四半期純利益1,497百万円等により、前連結会計年度末に比べ3,620百万円増加し6,603百万円となり、自己資本比率は16.6%となりました。

b. 経営成績

当第3四半期連結累計期間の経営成績は、売上高が41,164百万円（前年同期比9.6%減）、営業利益872百万円（前年同期は928百万円の損失）、経常利益582百万円（前年同期は904百万円の損失）、親会社株主に帰属する四半期純利益は、関係会社株式売却益1,070百万円等もあり1,497百万円の利益（前年同期は4,008百万円の損失）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

日本では、売上高が36,414百万円（前年同期比8.8%減）、セグメント利益1,059百万円（前年同期は559百万円の損失）となりました。

アジアでは、売上高が5,564百万円（前年同期比14.2%減）、セグメント利益189百万円（前年同期は38百万円の損失）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第 3 四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、3,163百万円となり前連結会計年度末に比べ1,058百万円の増加となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益の計上1,541百万円や減価償却費1,964百万円等があった一方、関係会社株式売却益の計上1,070百万円等があり、1,979百万円(前年同期比745百万円の増)の収入となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入933百万円等があり、602百万円(前年同期比2,536百万円の増)の収入となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、株式の発行による収入2,000百万円があった一方、長期借入金の返済1,311百万円やリース債務の返済1,179百万円、短期借入金の純減額1,000百万円により、1,490百万円(前年同期比156百万円の増)の支出となりました。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第 3 四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に、重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第 3 四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、292百万円であります。

なお、当第 3 四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第 3 四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
A種優先株式	2,000
計	40,002,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成30年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成31年2月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	21,040,000	21,040,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
A種優先株式	2,000	2,000	非上場	単元株式数 1株
計	21,042,000	21,042,000	-	-

(注) A種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) 優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日(以下「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対して、配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。)を行う。

(2) 優先配当金の金額

(a) A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、以下の算式に従い算出される金額について、配当基準日の属する事業年度の初日(但し、配当基準日が平成31年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算により算出される金額とする。但し、配当基準日の属する事業年度中の、配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先株式1株当たりのA種優先配当金(但し、下記(b)に従ってA種優先配当金を計算したときは、本(a)に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。)の合計額を控除した金額とする(A種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)

<算式>

A種優先配当金 = 1,000,000円 × A種優先配当年率

< A種優先配当年率 >

平成33年3月31日までの日を配当基準日とする場合

0%

平成33年4月1日以降の日を配当基準日とする場合

日本円TIBOR(6ヶ月物) + 2.0%

日本円TIBOR（6ヶ月物）とは、配当基準日が属する事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日である場合はその直後の営業日）（以下「A種優先配当年率決定日」という。）における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日に日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）が公表されていない場合は、日本円TIBOR（6ヶ月物）は、東京インターバンク市場における6ヶ月物の円資金貸借取引のオファード・レートとして合理的に決定される利率を指すものとする。

- (b) 上記(a)にかかわらず、配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に当社がA種優先株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行うA種優先配当金の額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのA種優先株式（当社が保有するものを除く。以下本(b)において同じ。）の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みのA種優先株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

(3) 累積条項

当社は、ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日のみを基準日とした場合のA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「A種累積未払配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。

(4) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

2. 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、1,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた金額を金銭により分配する。A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配を行わない。「A種経過未払配当金相当額」は、残余財産分配日を剰余金の配当の基準日と仮定し、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から残余財産分配日（同日を含む。）までの日数を上記1.(2)の算式に適用して得られる優先配当金の額とする。

3. 議決権

A種優先株主及びA種優先登録株式質権者は、株主総会において議決権を有しない。

4. 譲渡制限

A種優先株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

5. 現金対価の取得請求権(償還請求権)

(1) 償還請求権の内容

A種優先株主は、平成33年3月31日以降、いつでも、当社に対して金銭を対価として、その保有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、下記(2)に定める金額の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 償還価額

A種優先株式1株当たりの償還価額は、1,000,000円に下記に定める償還係数を乗じて算出される金額にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本(2)においては、上記2.に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。

「償還係数」とは、償還請求日が以下の各日に該当するか又はいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下に定める数値をいう。

平成33年3月31日以降平成34年3月31日まで 110%

平成34年4月1日以降平成35年3月31日まで	120%
平成35年4月1日以降平成36年3月31日まで	130%
平成36年4月1日以降	140%

(3) 償還請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(4) 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求に要する書類が上記(3)に記載する償還請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

6. 現金対価の取得条項（強制償還条項）

(1) 強制償還の内容

当社は、平成33年3月31日以降、当社の取締役会が別途定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、A種優先株式の強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定める金額の金銭を交付することができる。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、取得の対象となるA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 強制償還価額

A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、1,000,000円に下記に定める強制償還係数を乗じて算出される金額にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本(2)においては、上記2.に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。

「強制償還係数」とは、強制償還日が以下の各日に該当するか又はいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下に定める数値をいう。

平成33年3月31日以降平成34年3月31日まで	110%
平成34年4月1日以降平成35年3月31日まで	120%
平成35年4月1日以降平成36年3月31日まで	130%
平成36年4月1日以降	140%

7. 普通株式対価の取得請求権（転換権）

(1) 転換権の内容

A種優先株主は、平成33年4月1日以降いつでも、当社に対し、下記(5)に定める数の普通株式の交付と引換えに、その保有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「転換請求」という。）ができる。

(2) 当初転換価額

当初転換価額は、375.9円とする。

(3) 転換価額の修正

転換価額は、平成33年4月1日以降毎年4月1日及び10月1日（以下「転換価額修正日」という。）

に、各転換価額修正日に先立つ連続する30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社の普通株式の普通取引の終値（以下「東証終値」という。）の平均値の95%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下、かかる修正後の転換価額を「修正後転換価額」という。）、修正後転換価額は同日より適用される。但し、修正後転換価額が当初転換価額の50%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下「下限転換価額」といい、下記(4)を準用して調整される。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、また、修正後転換価額が当初転換価額の150%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）

（以下「上限転換価額」といい、下記(4)を準用して調整される。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、終値が発表されない日を含まない（以下同様）。

(4) 転換価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本による転換価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記乃至のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

- (c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 転換価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の当社の東証終値の平均値とする。
- (e) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(5) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{転換請求に係るA種優先株式の数に1,000,000を乗じて得られる額}}{\text{転換価額}}$$

A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(6) 転換請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(7) 転換請求の効力発生

転換請求の効力は、転換請求に要する書類が上記(6)に記載する転換請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

8. 株式併合又は分割、募集株式の割当て等

法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしております。

10. 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成30年10月1日～ 平成30年12月31日	-	21,042	-	7,212	-	5,675

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成30年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成30年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 2,000	-	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 891,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,148,100	201,481	-
単元未満株式	普通株式 800	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	21,042,000	-	-
総株主の議決権	-	201,481	-

(注)1 A種優先株式の内容は、(1)株式の総数等 発行済株式(注)に記載のとおりであります。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には当社保有の自己株式40株が含まれております。

3 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権20個)含まれております。

【自己株式等】

平成30年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 中央化学株式会社	埼玉県鴻巣市宮地 3丁目5番1号	891,100	-	891,100	4.42
計	-	891,100	-	891,100	4.42

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成30年10月1日から平成30年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,110	3,175
受取手形及び売掛金	19,025	110,260
商品及び製品	5,398	5,014
仕掛品	817	690
原材料及び貯蔵品	1,551	1,211
その他	2,180	1,368
貸倒引当金	5	8
流動資産合計	21,079	21,711
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	5,531	5,307
機械装置及び運搬具(純額)	3,550	3,249
土地	4,329	4,329
リース資産(純額)	3,914	3,347
建設仮勘定	221	210
その他(純額)	637	541
有形固定資産合計	18,185	16,986
無形固定資産		
リース資産	29	32
その他	436	397
無形固定資産合計	465	430
投資その他の資産		
投資有価証券	268	262
長期貸付金	146	153
破産更生債権等	3	0
繰延税金資産	78	74
その他	251	252
貸倒引当金	185	190
投資その他の資産合計	563	552
固定資産合計	19,214	17,969
資産合計	40,293	39,680

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	8,617	7,920
電子記録債務	2,148	2,204
短期借入金	2 9,000	2 8,000
1年内返済予定の長期借入金	1,834	2,059
リース債務	1,476	1,314
未払金	2,488	2,321
未払法人税等	72	56
未払消費税等	261	328
賞与引当金	153	77
海外事業等再編引当金	32	-
資産除去債務	11	11
その他	873	597
流動負債合計	26,970	24,891
固定負債		
長期借入金	5,434	3,897
リース債務	3,099	2,601
役員退職慰労引当金	58	31
退職給付に係る負債	1,152	1,058
債務保証損失引当金	14	13
資産除去債務	8	8
その他	574	575
固定負債合計	10,340	8,185
負債合計	37,311	33,077
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,212	7,212
資本剰余金	5,787	6,787
利益剰余金	7,966	6,469
自己株式	1,169	1,169
株主資本合計	2,863	6,360
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	49	39
繰延ヘッジ損益	4	5
為替換算調整勘定	635	642
退職給付に係る調整累計額	562	444
その他の包括利益累計額合計	118	242
純資産合計	2,982	6,603
負債純資産合計	40,293	39,680

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
売上高	45,524	41,164
売上原価	35,923	31,667
売上総利益	9,600	9,497
販売費及び一般管理費	10,529	8,624
営業利益又は営業損失 ()	928	872
営業外収益		
受取利息	11	13
受取配当金	11	8
受取賃貸料	38	29
為替差益	199	-
持分法による投資利益	-	24
その他	97	156
営業外収益合計	357	232
営業外費用		
支払利息	191	150
売上割引	37	32
手形売却損	29	33
持分法による投資損失	32	-
為替差損	-	202
その他	41	103
営業外費用合計	332	522
経常利益又は経常損失 ()	904	582
特別利益		
固定資産売却益	-	2
投資有価証券売却益	-	0
関係会社株式売却益	-	1,070
特別利益合計	-	1,072
特別損失		
固定資産除売却損	5	35
減損損失	3 2,397	-
構造改革費用	1 451	1 78
海外事業等再編費用	2 152	-
その他	-	0
特別損失合計	3,006	114
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失 ()	3,910	1,541
法人税、住民税及び事業税	105	40
法人税等調整額	7	3
法人税等合計	97	44
四半期純利益又は四半期純損失 ()	4,008	1,497
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失 ()	4,008	1,497

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失()	4,008	1,497
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	9	10
繰延ヘッジ損益	6	9
為替換算調整勘定	138	6
退職給付に係る調整額	147	118
その他の包括利益合計	301	123
四半期包括利益	3,707	1,620
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,707	1,620

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	3,910	1,541
減価償却費	2,194	1,964
減損損失	2,397	-
構造改革費用	451	78
海外事業等再編費用	152	-
持分法による投資損益(は益)	32	24
関係会社株式売却損益(は益)	-	1,070
債務保証損失引当金の増減額(は減少)	-	1
貸倒引当金の増減額(は減少)	18	8
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	40	24
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	9	27
受取利息及び受取配当金	23	21
支払利息	191	150
為替差損益(は益)	68	127
有形固定資産除却損	5	35
投資有価証券売却損益(は益)	-	0
有形固定資産売却損益(は益)	-	2
役員退職慰労金	-	34
売上債権の増減額(は増加)	2,332	1,342
たな卸資産の増減額(は増加)	690	770
仕入債務の増減額(は減少)	599	215
未払消費税等の増減額(は減少)	151	68
その他	960	59
小計	1,524	2,156
利息及び配当金の受取額	23	21
利息の支払額	199	145
役員退職慰労金の支払額	-	34
法人税等の支払額	113	19
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,234	1,979
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	1,832	381
定期預金の預入による支出	18	18
定期預金の払戻による収入	10	12
固定資産の売却による収入	1	2
投資有価証券の取得による支出	8	8
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	933
貸付けによる支出	50	-
貸付金の回収による収入	-	20
その他	36	41
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,934	602
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	1,000
長期借入れによる収入	2,000	-
長期借入金の返済による支出	2,099	1,311
株式の発行による収入	-	2,000
リース債務の返済による支出	1,235	1,179
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,334	1,490
現金及び現金同等物に係る換算差額	107	32
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,927	1,058
現金及び現金同等物の期首残高	4,582	2,104
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	39	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,694	3,163

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、前連結会計年度において、営業損失1,721百万円、経常損失1,797百万円、親会社株主に帰属する当期純損失5,350百万円を計上し、また、経常利益及び純資産について、当社が取引金融機関との間で締結していたシンジケートローン契約の財務制限条項に抵触しました。当第3四半期連結累計期間におきましては、選択と集中(製品ポートフォリオ再構築)、生産効率向上を図る生産拠点の見直し、全社的な生産性を改善するオペレーション改革、機能間連携の強化を柱とする新中期経営計画の着実な実行により、営業利益872百万円、経常利益582百万円を計上、子会社の北京雁栖中央化学有限公司の持分売却の影響もあり、親会社株主に帰属する四半期純利益1,497百万円を計上しました。業績は改善しておりますが、新中期経営計画の初年度でもあり、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在していると認識しております。

また、当社グループは、このような事象又は状況を改善すべく、上記、新中期経営計画をもとに親会社および取引金融機関への支援継続の要請を行ってまいりました。その結果、親会社である三菱商事株式会社を引受先として、平成30年7月6日に優先株2,000百万円を発行し、資本を増強しました。また、金融機関から、平成30年9月28日に期限の到来したタームローンならびにコミットメントラインについて継続いただいていることから、当社グループといたしましては、親会社、取引金融機関いずれからも一定の理解はいただけているものと考えております。しかしながら、中長期的資金支援についての取引金融機関の最終的な方針決定がなされていないことから、現時点においては継続企業の前提に関し重要な不確実性が存在しております。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間において、当社の連結子会社であった北京雁栖中央化学有限公司(中国)は、全出資持分の北京長城偉業投資開発総公司(中国北京市)への譲渡契約の締結により、連結の範囲から除外しております。

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日) 等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
受取手形割引高	4,364百万円	3,939百万円

2 当社は、運転資金の効果的な調達を行うため取引銀行10行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
コミットメントの総額	5,000百万円	5,000百万円
借入実行残高	5,000	5,000
差引額	-	-

(四半期連結損益計算書関係)

1 現在、新中期経営計画を策定しており、本計画に伴う費用を構造改革費用として計上しております。構造改革費用の内訳は次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
減損損失	451百万円	-百万円
金型修繕費用	-	15
設備移設関連費用	-	63
計	451	78

2 中国事業の再編に伴う費用を海外事業等再編費用として計上しております。海外事業等再編費用の内訳は次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
減損損失	152百万円	-百万円

3 減損損失

前第3四半期連結累計期間(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

当社グループは以下の資産又は資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
中央化学(株)北海道工場 (北海道美唄市)	生産設備	機械装置及び運搬具	3
中央化学(株)関東工場 (埼玉県加須市)	生産設備等	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具、 土地、 リース資産	800
中央化学(株)鹿島工場 (茨城県神栖市)	生産設備等	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具、 リース資産他	387
中央化学(株)鴻巣工場他 (埼玉県鴻巣市他)	生産設備等	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具、 リース資産	63
中央化学(株)山梨工場他 (山梨県南巨摩郡南部町他)	遊休資産	土地	57
中央化学(株)本社 (埼玉県鴻巣市)	新基幹システム	その他無形固定資産	1,536
北京雁栖中央化学有限公司 (中国北京市)	生産設備等	機械装置及び運搬具他	9
上海中央化学有限公司 (中国上海市)	生産設備等	機械装置及び運搬具他	143

当社グループは、管理会計上の事業所区分をグルーピングの単位としております。ただし、将来の使用が見込まれない遊休資産などは、個別に判定しております。当第3四半期連結累計期間において、収益性の低下により回収可能価額が帳簿価額を下回った資産グループ、及び使用見込みのなくなった資産ならびに開発の中断に伴い当初想定していた費用削減効果が確実には見込めなくなった新基幹システムについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額のうち2,397百万円は減損損失として計上し、152百万円は海外事業等再編費用、451百万円は構造改革費用として計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額及び使用価値より測定しており、正味売却価額は土地、建物については不動産鑑定評価基準または固定資産税評価額に基づき評価し、それ以外の資産については売却見込額から処分費用見込額を控除し、売却や他への転用が困難な資産については、零で評価しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローを8.83%で割り引いて算定しております。

(内訳)

関東工場	800百万円
（内、建物及び構築物	243
機械装置及び運搬具	242
土地	97
リース資産	218）
鹿島工場	387百万円
（内、建物及び構築物	216
機械装置及び運搬具	55
リース資産	105
その他有形固定資産	8
その他無形固定資産	1）
鴻巣工場他	63百万円
（内、建物及び構築物	0
機械装置及び運搬具	34
リース資産	29）
北京雁栖中央化学有限公司	9百万円
（内、機械装置及び運搬具	0
その他有形固定資産	8）
上海中央化学有限公司	143百万円
（内、機械装置及び運搬具	109
その他有形固定資産	33）

当第3四半期連結累計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日）

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
現金及び預金	2,708百万円	3,175百万円
預入期間が3か月超の定期預金	14	12
現金及び現金同等物	2,694	3,163

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年12月31日)

配当金支払額

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成30年4月1日至平成30年12月31日)

1.配当金支払額

該当事項はありません。

2.株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成30年7月6日付で、三菱商事株式会社から第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第3四半期連結累計期間において、資本金が1,000百万円、資本準備金が1,000百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が7,212百万円、資本準備金が5,675百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	日本	アジア	計		
売上高					
外部顧客への売上高	39,806	5,717	45,524	-	45,524
セグメント間の内部売上高 又は振替高	162	775	937	937	-
計	39,969	6,492	46,462	937	45,524
セグメント損失()	559	38	597	330	928

(注)1. セグメント損失の調整額 330百万円は、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

2. セグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「日本」セグメントにおいて、収益性の低下により回収可能価額が帳簿価額を下回った資産グループ、及び使用見込みのなくなった資産ならびに開発の中断に伴い当初想定していた費用削減効果が確実には見込めなくなった新基幹システムについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。当第3四半期連結累計期間において、当該減損損失の計上額は2,848百万円であります。なお、上記金額には特別損失の構造改革費用に計上した金額を含めております。

「アジア」セグメントにおいて、使用見込みがなくなった資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。当第3四半期連結累計期間において、当該減損損失の計上額は152百万円であります。なお、上記金額は、特別損失の海外事業等再編費用に計上しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	日本	アジア	計		
売上高					
外部顧客への売上高	36,330	4,833	41,164	-	41,164
セグメント間の内部売上高 又は振替高	83	731	814	814	-
計	36,414	5,564	41,978	814	41,164
セグメント利益	1,059	189	1,248	376	872

(注)1. セグメント利益の調整額 376百万円は、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()	198円95銭	74円31銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()(百万円)	4,008	1,497
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()(百万円)	4,008	1,497
普通株式の期中平均株式数(株)	20,148,860	20,148,860
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	-	63円41銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	3,463,203
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成31年 2月12日

中央化学株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白 田 英 生 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 浦 竜 人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている中央化学株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成30年10月1日から平成30年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、中央化学株式会社及び連結子会社の平成30年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。当第3四半期連結累計期間においては、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益を計上しているものの、新中期経営計画の初年度でもあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。